

No. 6 特定生産緑地の指定に関する案件概要

議第 1398 号 生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項に基づく特定生産緑地の指定について

(内容)

特定生産緑地は、生産緑地指定から 30 年経過が近づいた農地等について、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを市町村が特定生産緑地として指定し、買取りの申出をすることができる指定期限を 10 年間延長することができる制度です。

横浜市特定生産緑地指定要領に基づき特定生産緑地を指定するにあたり、都市計画審議会において意見を伺います。